

第1章 総則

第1節 方針

関係機関：各課共通

1 計画の目的

垂井町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、垂井町防災会議が策定する計画である。垂井町に係る災害の対策に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心に、防災関係機関と住民の積極的な協力を含めた総合的な計画を定め、災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害による被害を軽減することを目的とする。

2 計画の性質

- (1) 垂井町地域防災計画は、「一般対策計画」「地震対策計画」「原子力災害対策計画」の3計画をもって構成され、「垂井町水防計画」は本計画資料編に掲載する。
- (2) 「一般対策計画」は、風水害等災害に対し、垂井町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル等）については、更に関係機関において別途定めるものとする。
- (3) 「一般対策計画」は、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練を行うなどしてこの計画の習熟に努めるものとする。また、住民に対しこの計画の周知を図り、効果的な運用が実施できる体制の整備に努めるものとする。

3 計画の構成

「一般対策計画」は、災対法第42条の規定に基づき、垂井町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第4章 事故災害対策

第5章 災害復旧計画

4 計画の修正

垂井町地域防災計画は、災対法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

5 県地域防災計画との関連

- (1) この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり、抵触しないものとする。
- (2) この計画に定めのない事項は、岐阜県地域防災計画に準ずるものとする。

第2節 用語

関係機関：各課共通

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 町本部とは、垂井町災害対策本部をいう。
- (2) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 県支部とは、岐阜県災害対策本部西濃支部をいう。
- (4) 町計画とは、垂井町地域防災計画をいう。
- (5) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 町本部長とは、垂井町災害対策本部長をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部西濃支部長をいう。
- (9) 災対法とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (10) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、がけ崩れ、土石流、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）によって人的被害、経済被害が発生した事象をいう。
- (11) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- (12) 要配慮者とは、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者をいう。
- (13) 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (14) 防災関係機関とは、町内及び町内に隣接した地域において町民を脅かす災害が発生した場合に、垂井町と協力して対応する必要がある公的機関の総称をいい、次節に記載のとおりである。
- (15) 被災者とは、風水害・地震等で被災した者をいう。
- (16) 罹災者とは、風水害・地震等で被災した家屋や事業所等の被害を証明する書類を受けた者をいう。

なお、次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、次のとおり読みかえるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
町本部	垂井町（企画調整課）
町本部長	垂井町長
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県現地災害対策本部	岐阜県（防災課）
県西濃支部	西濃振興局（振興課）
県西濃支部長	西濃振興局長
県支部〇〇班	垂井町を所轄する県出先機関等

第3節 防災に関する組織

関係機関：各課共通

1 町防災会議

町防災会議は、町長を会長として垂井町防災会議条例（昭和44年垂井町条例第19号）第3条第5項に規定する者を委員として組織するもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

(1) 会長 町長

(2) 委員

- ア 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- イ 岐阜県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
- ウ 岐阜県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- エ 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- オ 教育長
- カ 消防団長及び不破消防組合の職員のうちから町長が委嘱する者
- キ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- ク 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
- ケ その他町長が必要と認める者

2 防災上の責務

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

(2) 指定地方行政機関及び県

指定地方行政機関及び県は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町及び県その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(5) 住民

大規模災害発生の場合、防災関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、住民は、「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行う必要がある。

3 町及び防災関係機関の業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

(1) 町

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
町	1 垂井町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設及び組織の整備と訓練 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 災害による被害の調査及び報告と情報の収集等 5 災害の防除と拡大の防止対策 6 救助、清掃、防疫等被災者の保護対策 7 災害復旧資材の確保と物価の安定 8 被災産業に対する融資等の対策 9 被災者の生活確保 10 被災町営施設の応急対策 11 災害時における文教対策 12 災害対策要員の動員、雇上対策 13 災害時の交通、輸送の確保 14 被災施設の復旧対策 15 管内の関係団体が実施する災害対策等の連絡調整 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用 17 その他災害対策

(2) 県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県	1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等被災者の救助保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、斡旋 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用

(3) 消防機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
不 破 消 防 組 合	1 町本部が行う防災に関する施設組織の整備と訓練の協力 2 災害による被害の調査と情報の収集 3 災害の防除と拡大防止 4 救助・救急及び被災者の保護 5 避難誘導 6 岐阜県防災ヘリコプター及び広域航空消防応援実施要綱によるヘリコプターの要請 7 緊急消防援助隊及び岐阜県広域消防応援協定に基づく応援要請 8 その他の災害対策

(4) 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
岐 阜 地 方 気 象 台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
岐 阜 森 林 管 理 署 岐 阜 事 務 所	1 国土保全事業の推進 (1) 治山事業の充実を図る。 (2) 保安林の整備とその適正な管理 2 災害予防対策 (1) 森林施業に当たり防災措置を考慮する。 (2) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策 (3) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策 (4) 国有林野の火災防止対策 3 災害応急対策 (1) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣 (2) 災害応急又は災害復旧資材の貸付 (3) 災害復旧用材（木材）の供給等についての協力 4 災害復旧対策 国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧は、それぞれ法令等に従って実施する。
東 海 農 政 局 岐 阜 農 政 事 務 所	1 農地防災事業、地すべり防止区域内の農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業の推進 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導 4 被災地における農産物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業の実施及び指導 6 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置 7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等 8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導 9 応急用食料の供給支援に当てる在庫量の調査及び調達・供給体制の整備 10 米穀・乾パン等応急食料の調達・供給

一般対策計画（第1章 第3節）

	11 小売店の巡回点検により食料品の需給、価格等の動向を、新消費者総合対策に基づき調査実施 12 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
岐阜労働局 (ハローワーク大垣)	1 事業場における労働災害の防止 2 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備 3 大雨・地震等悪天候時における高所作業、ずい道工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保 4 救出・復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
中部地方整備局 (岐阜国道事務所)	1 施設の整備と防災管理 2 水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策 3 被災施設の調査と復旧

(5) 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第35普通科連隊	1 防災に関する調査推進 2 関係機関との連絡調整 3 災害派遣計画の作成 4 防災に関する訓練の実施 5 災害情報の収集 6 災害派遣と応急対策の実施

(6) 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
垂井警察署	1 治安、交通、犯罪の予防等の応急措置 2 災害広報並びに避難の指示及び誘導 3 被災者の救出、救護 4 警察通信の運用 5 遺体の見分、検視等 6 その他、町本部等防災関係機関が行う災害応急対策についての協力

(7) 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	1 電気通信施設の耐震化 2 電気通信施設の整備と防災管理 3 電気通信の確保 4 災害時における緊急通話の取扱い 5 被災施設の調査と災害復旧
日本赤十字社岐阜県支部 垂井町分区	1 医療、助産その他の救助 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金の募集配分
中部電力株式会社 大垣営業所	1 電力施設の耐震化 2 電力供給の確保 3 電力緊急融通措置 4 電力施設の災害復旧

東海旅客鉄道株式会社 大垣駅	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の整備 2 電気通信施設及び電力施設の整備 3 列車の運行規制に係る措置 4 う回輸送等輸送に係る措置 5 列車の運行状況の広報 6 鉄道施設等の応急復旧 7 鉄道施設等の災害復旧
日本通運株式会社 (大垣支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資及び人員、輸送の確保 3 被災地の交通の確保
日本郵便株式会社 垂井郵便局 岩手郵便局 表佐郵便局 垂井府中簡易郵便局 栗原簡易郵便局 宮代簡易郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便事業の確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) 郵便の運送、集配の確保 2 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社にあてる救助用物資を内容とする小包郵便物の料金の免除 3 郵便局の窓口業務維持

(8) 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人岐阜県エルピーガス協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設等の整備と防火管理 2 災害時のガス供給 3 被災施設の調査と災害復旧
一般社団法人岐阜県トラック協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資及び人員、輸送の確保 3 被災地の交通の確保
一般社団法人岐阜県医師会 一般社団法人岐阜県病院協会 公益社団法人岐阜県歯科医師会 一般社団法人岐阜県薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理に関すること。
公益社団法人岐阜県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 看護師の派遣の協力

(9) 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
西美濃農業協同組合 西南濃森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はその斡旋 4 農林業共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又は斡旋
垂井町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 義援金品の配分 3 県社会福祉協議会の設置する現地災害救援事務所への協力 4 ボランティア活動の推進
垂井町商工会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等に

一般対策計画（第1章 第3節）

	ついての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、斡旋
不破郡医師会 一般社団法人大垣歯科医師会	1 医療及び助産活動の協力 2 防疫その他保健衛生活動の協力 3 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理に関すること。

(10) 災害上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
医療施設の管理者	1 医療施設の不燃耐震化 2 災害時における病人等の収容及び保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産 4 避難施設の整備及び避難訓練の実施
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
放射性物質取扱い施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防災施設の整備及び点検の実施 3 自衛消防組織の整備 4 従業員への研修及び訓練の実施
危険物、高圧ガス等取扱い機関 給油所等ガソリン取扱い機関	1 危険物、高圧ガス等の保安 2 LPガス等の供給確保 3 ガソリン等危険物の防災管理 4 災害時におけるガソリン等の供給

(11) 住民の自主防災組織

実施責任	事務又は業務の大綱
自主防災組織	1 自主防災組織の整備 2 防災思想の普及 3 防災資機材の整備 4 防災訓練への参加 5 避難情報、災害情報等の伝達 6 組織的初期消火 7 負傷者等の救出救護 8 組織的避難 9 給食給水活動 10 要配慮者の支援及びその他の相互扶助

第4節 住民等の基本的責務

関係機関：各課共通

1 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には、自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、町、県、国、その他防災関係機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災の寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事務所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検及び見直し等を実施するなどの防災活動の推進を図るものとする。

3 町の責務

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とする。そのため、最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害や被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、ハード対策・ソフト対策を組み合わせ一体的に災害対策を推進し、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、社会の様々な主体が連携して防災活動を行う仕組みを構築していかななければならない。地域の防災力向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努め、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

第5節 町内の災害

関係機関：各課共通

本町は、地勢の関係により、従来から火災、風水害が発生しており、原因別の災害概要と将来予想される災害の状況は、概ね次のとおりである。

1 水害

水害は、本町の地勢的条件から山間部水害と平野部水害に大別される。

山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が大きく、耕地等の流埋没、道路、橋梁、山地の損害等が甚だしいが、将来においてもこの程度の被害を主体とした水害が予想される。

平成20年9月、町内は局所的に集中豪雨に見舞われ、2日間の降雨量は388mmに達した。特に梅谷地区では土石流が発生したほか、梅谷川中流部では河川がはん濫した。人的被害はなかったものの床上浸水11戸、床下浸水64戸という災害となった。

平野部における水害は、支流川の堤防の決壊溢水等による浸水が多く、昭和34年水害時のように相川決壊の場合は、浸水又はたん水の被害も予想される。

2 火災

本町の地域内においては、大火災の発生は少ないが、垂井・宮代・表佐地内は家屋が密集しており、付近は工場が建設され、危険物の貯蔵、取扱い場所も多いため、強風時又は大地震時においては大火のおそれがある。

3 風害

大型台風が本県西部又は琵琶湖上を北上する場合にあっては、昭和34年の伊勢湾台風、昭和36年の第2室戸台風時のように相当規模の被害が広域にわたって発生している。

4 雪害

平地部の積雪は比較的少ないが、山間地の地区においては50～80cmの積雪を記録することがあり、患者発生時又は災害発生時にはその対策に困難が予想される。なお、降雪時には交通事故も多発しやすく、事故者の搬送も困難が予想される。

5 地震災害

本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。大規模地震が発生した場合、岐阜県の被害想定から垂井、宮代、表佐地内においては濃尾地震以上の被害が予測される。地震による大規模被害の経験は、濃尾地震時のみである。

6 原子力災害

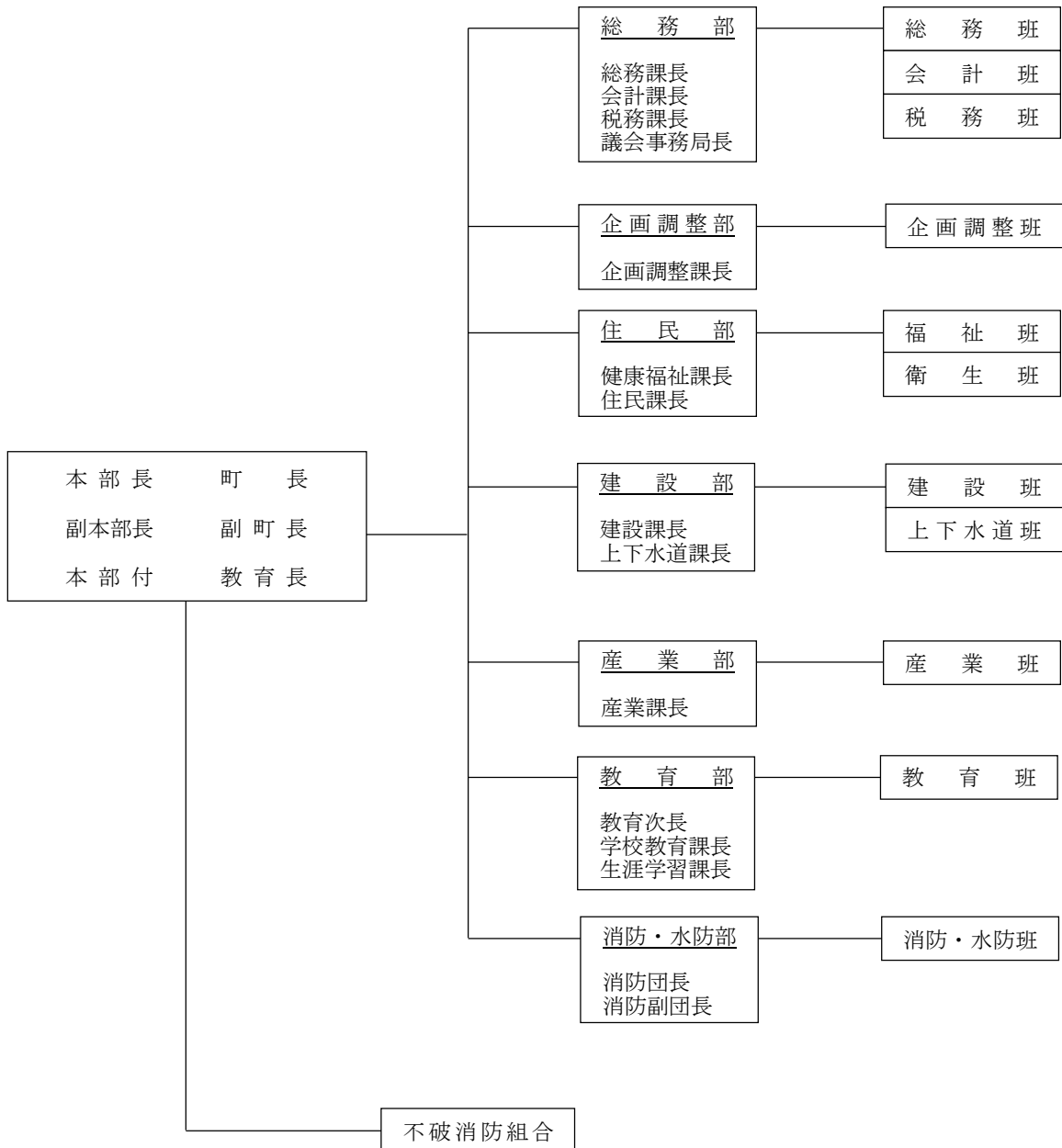
平成24年9月、岐阜県では、県境から25kmしか離れていない福井県敦賀発電所において、平成23年3月の福島第一原子力発電所事故と同等の放射性物質出が発生した場合のシミュレーションを実施した。その結果、複数のケースで町内の被ばくが予測された。

第6節 災害対策本部の組織

関係機関：各課共通

町本部は、垂井町災害対策本部条例（昭和37年垂井町条例第19号）の定めに基づく次の組織によるものとする。なお、町本部の開設及び配置並びに職員の動員等その運用は、第3章第1節第1項「災害対策本部運用計画」によるものとする。

1 町本部の組織



2 町本部の事務分掌

部	班	担 当	分 担 任 務
総務部 総務課長 会計課長 税務課長 議会事務局長	総務班	総務課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員、派遣に関すること。 2 各種団体の協力要請及び連絡調整に関すること。 3 町議会に対する連絡及び議会の総括に関すること。 4 災害見舞い及び視察者等に関すること。 5 被災職員の福利厚生等に関すること。 6 災害救助従事職員の公務災害に関すること。 7 町有財産（各課所管の施設は除く。）の災害対策に関すること。 8 災害予算等町財政に関すること。
	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の出納に関すること。 2 災害用物資の出納に関すること。 3 災害時における義援金等の受付保管に関すること。
	税務班	税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害住宅等の調査に関すること。 2 災害に伴う町税の減免に関すること。
企画調整部 企画調整課長	企画調整班	企画調整課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策全般に関すること。 2 岐阜県防災会議及び関係防災機関との連絡に関すること。 3 被害報告及び情報の取りまとめに関すること。 4 災害救助法に関すること。 5 避難の勧告、指示に関すること。 6 気象予報警報等の受理伝達に関すること。 7 防災行政無線の管理に関すること。 8 報道機関に関すること。 9 災害時の通信の確保に関すること。 10 災害現地との連絡に関すること。 11 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 12 災害関係文書、物品の受理、発送、印刷物等に関すること。 13 災害関係の広報に関すること。 14 災害状況の記録撮影及び情報の提供に関すること。 15 災害活動に協力する自治会、まちづくり協議会との連絡調整に関すること。
住民部 健康福祉課長 住民課長	福祉班	健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所・救護所の開設に関すること。 2 避難住民の誘導・救護に関すること。 3 保育園児の避難及び安全確保に関すること。 4 災害救助の全般的な計画実施に関すること。 5 福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 6 要配慮者対策に関すること。 7 避難所に関する総合対策に関すること。 8 炊き出し及びその他食料の給与に関すること。 9 ボランティア活動の支援及びニーズの把握に関すること。 10 義援金品の配分に関すること。 11 災害に伴う医療費の減免に関すること。 12 災害対策用薬品に関すること。 13 災害時における医療、助産の実施に関すること。 14 災害時における医師会等の応援要請に関すること。 15 その他災害時における保健対策に関すること。 16 保健・医療施設の被害調査及び災害対策に関すること。
	衛生班	住民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における清掃等の実施に関すること。 2 災害時における国民健康保険税の減免に関すること。 3 災害時における国民年金保険料の免除に関すること。 4 保健衛生施設の被害調査及び災害対策に関すること。 5 遺体の収容に関すること。 6 遺体処理及び火葬に関すること。 7 災害時における防疫に関すること。

住民部 健康福祉課長 住民課長	衛生班	住民課	<ul style="list-style-type: none"> 8 死亡獣畜（犬、ねこ等）の処理に関する事。 9 災害時における動物の保護に関する事。 10 その他災害時における衛生対策に関する事。
建設部 建設課長 上下水道課長	建設班	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、河川等土木施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 災害復旧資材の調達、輸送に関する事。 3 交通の確保及び応急復旧対策に関する事。 4 応急復旧のための労働力の確保に関する事。 5 建設業者との災害対策のための連絡調整に関する事。 6 内水排除対策に関する事。 7 応急仮設住宅に関する事。 8 被災住宅の総合対策に関する事。 9 町営住宅の災害対策に関する事。 10 町有建築物等の応急復旧対策の協力に関する事。 11 災害輸送に関する事。
	上下水道班	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における飲料水の供給に関する事。 2 上水道、簡易水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 3 水道施設の災害対策全般に関する事。 4 下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 5 下水道施設の災害対策全般に関する事。
産業部 産業課長	産業班	産業課	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林、畜産関係の被害調査及び災害対策に関する事。 2 農林畜産用施設、農作物等の災害対策に関する事。 3 治山施設、林産物その他林業関係の災害対策に関する事。 4 家畜の診療、防疫対策及び死亡獣畜（牛・馬・豚等）の処理に関する事。 5 種苗、生産資材、肥料等の対策に関する事。 6 農業用ため池の応急復旧に関する事。 7 農林業関係団体との連絡調整に関する事。 8 被災農家等に対する融資斡旋に関する事。 9 商工業関係の被害調査及び災害対策に関する事。 10 被災業者に対する融資の斡旋に関する事。 11 商工関係団体との連絡調整に関する事。 12 災害時における食料確保及び輸送に関する事。 13 生活必需物資の確保及び配給に関する事。 14 商工業及び観光施設等の被害調査及び報告に関する事。
教育部 学校教育課長 生涯学習課長	教育班	学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校施設、社会教育施設及び文化財施設の被害調査、報告に関する事。 2 児童生徒等の避難誘導に関する事。 3 被災児童生徒の被害調査及び学用品、教科書等の支給計画に関する事。 4 災害時における児童生徒の災害活動の指導及び協力計画に関する事。 5 教育関係義援物品の受付に関する事。 6 各学校との連絡調整に関する事。 7 児童生徒等の健康管理と学校その他教育施設の衛生防疫に関する事。 8 災害時における学校給食の確保に関する事。 9 災害時における学校教育対策に関する事。 10 災害活動に協力する女性団体、青年団体等の連絡調整に関する事。
消防・水防部 消防団長 消防副団長	消防・水防班	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 町本部との連絡調整に関する事。 2 災害通信の確保に関する事。 3 消防施設の被害調査及び災害対策に関する事。 4 災害の警戒、防御、救助救出に関する事。 5 災害に対する広報に関する事。 6 被災者の救助及び避難者の保護、行方不明者の捜索に関する事。 7 水防全般の応急復旧対策に関する事。

3 本部員会議

本部員会議は、大規模な災害が発生又は発生するおそれがあるときなど、必要に応じて開催し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織において実施する対策の総合的な調整、推進に当たるものとする。

4 本部連絡員

本部連絡員は、各部より任命する。

(1) 任務

本部連絡員は、次の事項を処理する。

- ア 本部員会議の庶務
- イ 本部長の命令指示等の伝達及び連絡
- ウ 気象警報等の関係機関への伝達
- エ 被害状況等災害情報の本部への報告及び本部情報の各部への伝達
- オ 2部以上にわたって実施を要する対策の連絡、調整
- カ 分担の明確でない軽易な事項の担当部の決定

(2) 勤務

本部連絡員は、本部を開設したときは本部室に勤務するものとする。ただし、災害の規模、程度等により、その必要がないと本部長が認めたときは、それぞれの所属部において待機するものとする。